解散公告（第二回）

当公社は、平成二十七年三月三十一日石川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

金沢市広坂一丁目一番一号
金沢市土地開発公社
清算人　丸口　邦雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月二十三日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

石川県金沢市無量寺一丁目九九番地
金沢市無量寺第二土地区画整理組合
清算人代表　稲本　誠一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

名古屋市中区栄一丁目五番二二号
名古屋乗用自動車厚生年金基金
代表清算人　森　博一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年一月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十七年三月二十七日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

兵庫県明石市山下町六番五号
準学校法人明石ドレスメーカー学院
清算人　岡本　弥生

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十七年三月二十六日福岡県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

福岡県中間市中間一丁目一番一号
中間市土地開発公社
清算人　行徳　幸弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月九日社員総会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

千葉市若葉区坂月町三三四番地の六
医療法人社団信秀会
清算人　飯島　信行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により平成二十七年三月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

東京都中野区新井五丁目二五番五号林ビル二階
医療法人社団秋山会
清算人　林　敬子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年二月二十六日をもって、社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目二六番二六号
医療法人社団三親会
清算人　三谷　寧

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月十一日熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

熊本県八代市田中町三八八番地
八代市田中町土地区画整理組合
代表清算人　福島　秀治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市弁天町二三番地、最後の住所北海道函館市弁天町二三番一二号
被相続人　亡　安田　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

北海道函館市梁川町一番五号名美ビル　窪田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中綾太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大畑町正津川四四番地、最後の住所静岡県磐田市見付二四二六番地四四
被相続人　亡　濵谷　辰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

青森県むつ市中央二丁目一三番一一号　大谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大谷　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市北鬼柳一八地割五二番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙橋　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

岩手県北上市本通り一丁目七番一二号新町ビル二階　相続財産管理人　日髙　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿二七一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　齋藤　靜江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

埼玉県朝霞市東弁財一丁目一番二四号ブエナビスタ二〇六
相続財産管理人　弁護士　岡本　卓大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市大字礼羽六九八番地二、最後の住所埼玉県加須市大字礼羽六九八番地
被相続人　亡　竹尾　雅臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

埼玉県さいたま市緑区道祖土三―一七―二三浅香経営法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅香　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市戸川九〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菅沼ユキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十二日

神奈川県小田原市本町一―七―二〇　三の丸ビル弁護士法人小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　湯淺　文憲